ギリシャにおける国有企業民営化の現段階

土田陽介

要 旨

国有企業の民営化問題は、それに取り組もうとする経済の構造的体質を文字通り「体現」している現象である。本稿は、ギリシャの国有企業の民営化問題に焦点を当てて、債務危機が顕在化して以降の同国経済の展開を分析し、その問題点を整理することを目的とする。

累積債務危機の過程のなかで国有企業の民営化の推進が改めて求められるようになったギリシャであるが、この問題は、1970年代に構築された社会主義計画経済的な供給体制にまで遡ることができる根深い性格を有している。また累積債務危機下の金融支援のコンディショナリティーとしてその推進が求められたとしても、ギリシャ政府の保有する国有資産の性質(主に国内向けのサービス業)や、同国経済を取り巻く諸環境を鑑みれば、EU や IMF が求めるような成果が直ちに出るような状況でないことも明らかである。

スペインなどギリシャ同様に構造改革を要求された重債務国も存在するが、ギリシャだけが国際金融市場から締め出されており、より厳しい緊縮が課されている状況が続いている。つまり、ギリシャにおける今回の民営化の最大の特徴は、その極度な政治的・経済的混乱の下でその実行を余儀なくされたことにある。言い換えれば、マクロ経済政策の自律性がなく、その安定を確保することが容易ならざる環境の下で民営化の推進を求められたという点において、他の開発途上国や体制移行国との経験を大きく違えていると整理できる。

目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. ギリシャにおける国有企業問題の経緯
- Ⅲ. 民営化プログラムの概要と現状
 - 1. 民営化プログラムの策定経緯と進捗状況
- 2. 民営化スキームの特徴
- Ⅳ. 民営化プログラム停滞の背景分析
 - 1. 経済的要因
 - 2. 政治的要因

- 3. 制度的要因
- 4. 社会的要因

V. おわりに

I. はじめに

周知の通り、ギリシャでは、2015年1月に行 われた総選挙で、反緊縮を声高に主張する急進 左派連合(Synaspismós Rizospastikís Aristerás, SYRIZA) が大勝した。そして SYRIZA は. 同じく反緊縮を謳う右派の独立ギリシャ人党と 連立を組み、SYRIZA のツィプラス党首を首 相とする新政権が成立した。ツィプラス首相 は、いわゆる「トロイカ」(欧州連合(EU). 国際通貨基金 (IMF), 欧州中央銀行 (ECB)。 なお、ツィプラス政権側からはブリュッセルグ ループと称される) から金融支援のコンディ ショナリティーとして課された財政緊縮策を放 棄するとともに、国有企業(と国有資産)の民 営化 (privatisation)¹⁾についても見直しを行う という方針を、直ちに示した。実際15年2月に は、中国企業が買収予定であった二大港湾事業 (ピレウス港とテッサロニキ港) の民営化を凍 結したり、またドイツ企業が既に権利を落札し ていた14の地方空港の民営化の見直す方針を示 したりするなどの動きがみられた。その後ツィ プラス政権は、既に入札を終えた案件に関して は民営化を認める方針に態度を和らげたが、ト ロイカとの対立が深まるなかで、ギリシャの債 務不履行が意識されたこともあり、民営化の動 きは遅々として進まなかった。紆余曲折を経て 15年7月に合意が成立した第三次金融支援で も、EU はツィプラス政権に対して民営化の再 徹底を求めている。もっとも,SYRIZA 内部

には民営化という経済政策そのものに対する不満がくすぶっており、その進捗は引き続き不透明なままである²⁾。

後述するように、トロイカはギリシャに対し て、財政緊縮と構造改革の両面から、国有企業 の民営化に取り組むように強く要請している。 ギリシャが苛まれている政府部門の累積債務危 機の根幹の1つに、この国有企業の経営問題 (例えば慢性的な赤字体質と財政からの補助金 による補填など)がある。さらに、この問題は ギリシャの労働市場. とりわけ硬直的な賃金制 度の在り方とも密接に関わっており、経済の供 給力の向上を図るためには必要不可欠な課題で もある。もっとも、通例、国有企業の民営化は 既得権益者を中心とする抵抗を受けがちであ り、その実現には困難が伴う。また民営化に成 功したとしても、そのガバナンスが改善されな ければ、企業活動の持続可能性が高まらないば かりか、むしろ悪化する恐れさえ存在する。

これまで世界各国が積み重ねてきた数多くの 経験が物語るように、国有企業の民営化問題 は、それに取り組もうとする経済の構造的体質 を文字通り「体現」している現象である。さら に、その進捗は、その経済の将来的なシステム の在り方を規定する、重要な性格を有してい る。本稿は、ギリシャの国有企業の民営化問題 に焦点を当てて、債務問題が顕在化して以降の 同国経済の展開を分析し、その問題点を整理す ることを目的とする。また考察に際しては、問 題の経路依存や発展段階の関係などから比較可 能性が高いと考えられる旧ソ連・中東欧諸国の 経験に適宜言及するものとしたい。

構成は以下の通りである。続く第Ⅱ節で、ギリシャにおける国有企業問題の背景を、その直接的な源流として指摘し得る1970年代の産業統制の特徴から振り返る。さらに第Ⅲ節で、今回の債務問題の過程で、ギリシャがトロイカから課せられた民営化プログラムの概要とその現状を整理し、問題点を指摘する。その上で、第Ⅳ節では、民営化の遅延要因を整理し、最後に結論を要約するとともに、若干の政策的含意を示したい。

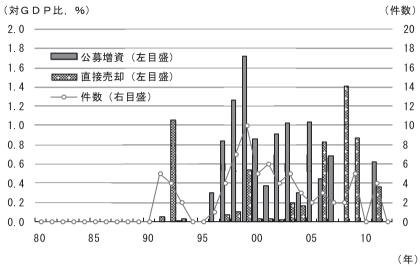
II. ギリシャにおける国有企業問題の経緯

債務問題下での国有企業の民営化プロセスを 検討する前段階として、まずはギリシャにおけ る国有企業問題の歴史的経緯を整理したい。

ギリシャの国有企業問題の源流は、1970年代 半ばまで遡ることができる。74年に軍政3)から 民政に復帰したギリシャでは、新民主主義党 (Nea Dhimokratia, ND) のカラマンリス内閣 (1974-77年) の下で、航空事業 (オリンピック 航空)を皮切りに、基幹産業の国有化が進めら れた。この流れを確たるものにしたのが、続い て政権を担った全ギリシャ社会主義運動 (Panellinio Sosialistiko Kinima, PASOK) の第 一 次 ア ン ド レ ア ス・パ パ ン ド レ ウ⁴⁾ 内 閣 (1981-85年) である。当時の PASOK 政権は、 その政党名が物語るように計画経済志向が強 く. その統制的な戦略観の下で. 基幹産業や公 益事業の国有化を強力に推し進めた。具体的に は、大手の不採算企業の再建を名目上の目的と する特殊会社「産業再建機構 (IPO) | を設立 し、大手企業をその管理下に置いて経営への統

制を強めた。さらに、管理下に置いた企業への 政策的な流動性供給を目的とする特殊金融機関 「産業開発銀行(ETBA)」を設立して、金融面 からも産業統制を強化した。こうした諸政策の 結果. 83年までに大企業の上位50社のうち19社 が政府に直接的ないしは間接的に支配される産 業体制が構築された (Bermeo [1990] p.4)。続 く第二次A・パパンドレウ内閣(1985-89年) 下では、大企業国有化のテンポは鈍化したもの の. 産業統制戦略自体は揺るぎなく維持され た。1980年代の欧州では、西欧諸国が福祉国家 体制の. 南欧諸国が軍事独裁体制の. 中東欧諸 国が計画経済体制の限界に直面するなかで、そ の程度には差はあるものの、経済自由化に向け た動きがそれぞれ准んだ。他方でギリシャにお いては、PASOK 政権下でそれとは真逆の経済 戦略が採られたことになる⁵⁾。

経済戦略の舵が大きく切られたのは、1990年 に ND が再び政権を奪取してからのことであ る。NDのミツォタキス内閣(1990-93年)は、 経済通貨同盟 (EMU) 加盟を念頭に、財政を 健全化すべく自由化路線に経済戦略を転換し. その一環として国有企業の民営化を推進しよう とした。しかし野党に下った PASOK はこれ に強く反対し、自らの支持基盤である労働組合 を通じて有権者を扇動した。その結果, NDか ら再び政権を奪取して成立した第三次A・パパ ンドレウ内閣 (1993-96年) は、民営化そのも のを凍結した。もっともA・パパンドレウの求 心力が徐々に陰りをみせるなかで、続く PASOK のシミティス政権(1996年, 96-2000) 年,00年-04年) は経済戦略を親EU 路線に再 転向し、ここで国営企業の民営化に向けた準備 がようやく整うことになった。続いて政権を 担った ND のカラマンリス内閣 (2004-07年,



図表1 ギリシャの民営化収入の推移

〔出所〕 Privatization Barometer 及び World Bank

07-09年)の下でも、民営化路線は踏襲された。

2000年代になると、二大政党がともに EMU 加盟で足並みを揃えたことを受けて、ギリシャ の民営化は進捗テンポが加速した。米国発の金 融危機まで(2000年から07年の期間)に実施さ れた民営化の規模は、2006年の GDP との対比 で4.8%と、OECD 加盟国のなかで上位6番 目、そしてユーロ圏のなかではフィンランドに 次ぐ2番目の高水準であったと評価されている (OECD [2009] p.7)。また2000年前半 (01-03) 年)における民営化の収入は、対 GDP 比で 2.5%程度に相当した (IMF [2004] p.32)⁶⁾。 なお、この間に民営化が進んだ国有企業として は、テレコム事業 (OTE)⁷⁾を筆頭に、ETBA やナショナル銀行 (National Bank of Greece). 郵便銀行 (Post Bank) などの大手金融機関. 港湾事業や上下水道事業,造船事業などがあ る。

Pagourlatos [2005] も指摘するように、当時、主にシミティス政権によって採用された民

営化戦術は、証券市場での段階的な株式公開と 戦略投資家による出資を組み合わせたアプロー チ(旧ソ連・中東欧諸国の民営化の経験からす れば、「漸進的 (gradual) | なアプローチ) で あったと評価される。言い換えれば、即時の完 全民営化というアプローチ(同様に「急進的 (radical) | なアプローチ) ではなく. 政府の 影響力が一定程度行使できる状態を保つという 戦術が採用されたことになる。図表1は、1980 年以降のギリシャの民営化プロジェクトの規模 の推移を手法別にみたものである。これから も、2000年代における民営化プロジェクトの大 半は公募増資(株式公開(IPO)など)による ものであったことが確認できる。また、2000年 から07年の収入に限れば、その実に82.1%が公 募増資によるものであった8)。

以上で整理したように、ギリシャの国有企業 問題の歴史的背景を振り返ると、それが政治経 済的な要素を多分に含むものであったことが理 解できる。そしてこの問題の経路依存は、90年 代に計画経済の崩壊を受けて市場経済を導入す ると同時に. 国有企業の民営化が課題となった 旧ソ連・中東欧諸国. あるいはアラブ諸国や中 南米諸国の事情とかなり似ているともいえる。 70年代の国有化戦略は、軍事政権末期にかけて 混乱した経済を立て直すという観点から判断す れば、ある程度の合理性を有していたといえな くもない。ただし、80年代に PASOK によっ て進められた産業統制は、A・パパンドレウ個 人による独裁的な政策観が強く反映された結果 であり、経済合理性には乏しかったと位置付け ざるを得ない。事実この間、ギリシャの国営企 業は財政から補助金を常に甘受しており、いわ ゆる「ソフトな予算制約」と「モラルハザー ド の負の連鎖に陥っていたと考えられる。今 日の財政危機の直接的な源流に、80年代の PASOK 政権下での社会主義計画経済的な産業 統制の経験があることは、無視できない事実で ある。

なお、この国有企業の問題は、ギリシャにお ける労働市場の硬直性の問題にも大きく関係し ている。そのため、国有企業の民営化は、必然 的に労働市場改革の在り方とも密接に関わって いる。1980年代の PASOK 政権の国家運営戦 略は、いわゆる「国家コーポラティズム的」な 性格が強く, 政労使の全般に渡る統制を志向す るものであった。この国家運営観の下で、 労働 組合は産業横断的に集約されるとともに、政府 及び政党の意向を組んだ国有企業の従業員が、 労組の活動に強い影響力を行使するという関係 が構築された (Mylonas and Journard [1999])。この時に組成され、現在まで存在す る労組の有力な中央組織に、労働総同盟 (GSEE) と公務員連合 (ADEDY) がある。こ のうち GSEE は、官民を問わず産業別に結成 される労組によって構成される中央組織であり、一方で ADEDY は、各省庁の役員や教職員、国有企業の従業員などで結成される複数の労組が連合を組んだものである。この両者の下で、労組による労使間交渉上は事実上、政府のコントロールに置かれることになった⁹⁾。同時に、労組が政治体制を支える一方で、政府が労組に一種の所得移転を保証する「互酬関係」が構築されたわけである。

1990年代に入ると、ND 政権は EMU 加盟に伴う競争政策の一環として労働市場改革にも着手し、労組による影響力を低下させようと試みた。ただ実際には、Matsaganis [2007] も指摘するように、労組側の激しい抵抗を受けて十分な成果は得られなかった。こうしたなかで、労組による団体交渉(コレクティブ・バーゲニング)の弱体化は進まず、また労組活動における国有企業の従業員の影響力も保たれることになった。ギリシャの国有企業は1990年代末の段階で約50社存在したが、その従業員は就業者全体のわずか3.5%に過ぎなかった。にもかかわらず、国有企業の従業員は労組の運営に強い影響力を維持していたとされる(Mylonas and Joumard [1999])。

既述の通り、2000年代に入ると二大政党が民営化に向けて足並みを揃えたが、この過程で労組の影響力もようやく低下し始めることになった(Duman [2014])。もっとも、国有企業の経営問題や労組との関係が十分に改善されたとはいえない段階で、ギリシャは2009年の財政統計改竄問題¹⁰⁾を起点とする財政危機に陥ることになった。そして、その際にトロイカが金融支援のコンディショナリティーとしてギリシャに課した構造改革の一環として、国有企業の民営化がクローズアップされる事態になったわけで

ギリシャにおける国有企業民営化の現段階ある。

言い換えれば、国有企業の問題は、労働市場の構造問題に直結する根深さを持つとともに、 ギリシャ経済の根幹に関わる問題といっても過 言ではない。この経緯を踏まえて、次節では民 営化プログラムの概要と現状を整理する。

Ⅲ. 民営化プログラムの概要と現 状

本節では、国有企業(国有資産を含む)民営 化プログラムの概要と進捗を確認する。

1. 民営化プログラムの策定経緯と進捗 状況

まず民営化プログラムの策定経緯と進捗状況 を振り返りたい。

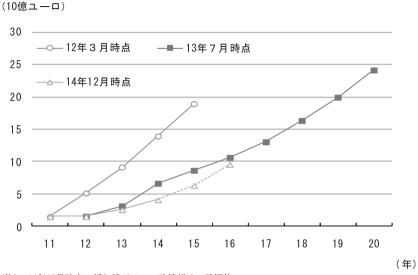
2010年5月,ギリシャ政府(当時はゲオルギオス・アンドレアス・パパンドレウ内閣)は、トロイカに対して最初の金融支援(いわゆる第一次金融支援,正しくは「(第一次)経済調整プログラム」の一環としての金融支援)を要請した。その際、トロイカはギリシャ政府に対して、金融支援のコンディショナリティーとして構造改革プログラムの策定と実施を求めた。そのなかで国有企業の民営化は、歳出削減と財政構造改革の両面から積極的な位置付けがなされた。

当初トロイカは、2011年から14年までの3年間で、累計で30億ユーロ(年間10億ユーロ)以上の「民営化収入(経済調整プログラムの費用補填に充てる収入)」¹¹¹の実現を目指す計画の策定を要求した(EC [2010a])。その実質的な規模は、2010年のGDPとの対比で1%程度に留まっており、トロイカが当初ギリシャに要求し

たハードルは、それほど高いものではなかったといえる。ただ、その後トロイカは、初回(10年8月)の金融支援の査察時の『調査監視報告書』(EC [2010b])のなかで、ギリシャ国鉄(OSE)やバス事業(ETHEL)といった、多額の損失を計上すると同時に補助金を甘受している国営企業上位10社の個社名を挙げて、その民営化を勧告するなど、この間の財政状況の悪化等を鑑み、より踏み込んだ政策提言を行うように方針を修正してきた。このことからは、調査監視の結果を受けて、EU がギリシャの国有企業問題の深刻さを徐々に認識するようになっていった可能性が窺える。

こうした事態を受けて、ギリシャ政府は、第 4回目(11年3月)の金融支援の調査監視時 に、国有企業と国有資産の売却を5年間で500 億ユーロ進め、その収入をもって公的債務残高 を対 GDP 比で20%圧縮するという。極めて野 心的な計画をトロイカに対して提出した。その 際にリストアップされた民営化案件は53件(11 年に23件、12年に18件、13年に8件、14年に2 件. 15年に2件) に上り (EC [2011] p.32). 初回の『調査監視報告書』のなかで勧告を受け た国営の大企業も、その対象として含まれてい た。さらにギリシャ政府は、11年6月の『中期 財政戦略2012-2015』(MoF [2011]) のなかで 民営化計画を詳細に公開した上で、翌7月には 民営化を担う専門機関である「資産管理会社 (HRADF)」を立法措置(L.3986/2011) に基 づいて設立し、同時に同社に対して国有企業と 国有資産を移管して、民営化プログラムの実行 に着手した。

しかしながら、ギリシャ政府は、早くも12年 2月の追加金融支援(いわゆる第二次金融支 援)時の構造調整プログラムの策定において、



図表2 民営化収入の目標水準とその実際

(注) 14年12月時点の折れ線グラフの破線部は、目標値(出所) EC 「2012」、EC 「2013」、HRADF 「2014」

収入の累積目標額を15年までに190億ユーロと するというように民営化計画を下方修正した (EC [2012b])。他方で、いわゆる黄金株の廃 止や HRADF による半年ごとの『実施報告書』 の公表など、計画を実施する上での前進もみら れたが、結局それ以降も、政府はトロイカの査 察ごとに民営化収入の累積目標を減額修正して いくとともに、スケジュールを遅らせ続けた。 なお、確認できる最終時点(13年7月)では、 民営化収入の累積目標額を20年までに250億 ユーロにすると定められていた(EC [2013])。 もっとも、最新14年12月時点の HRADF の 『進捗報告書』をみると、同年末時点における 民営化収入の実際の累計額は対計画比61.7%の 41億ユーロに留まっている(図表2)。また EU によると、13年の民営化収入は対 GDP 比 で0.2%に過ぎず、当時の基礎的財政収支の赤 字(同8.7%)を補填するには到底十分なもの ではなかった (EC [2014] p.22)。

当然のことであるが、トロイカはギリシャ政府の民営化プログラムの進捗の遅れを批判しており、その迅速化を求めている(EC [2014] や IMF [2014] など)。他方で、15年1月の総選挙で勝利した SYRIZA のツィプラス首相は、民営化プログラムの再考を公言し、実際に港湾などいくつかの案件を中断した。さらに同年7月にかけての EU との関係悪化に伴い、民営化プログラムは停滞を余儀なくされた。

2. 民営化スキームの特徴

次に、国有企業民営化スキームの特徴をみて みよう。プログラムの進捗は遅れているが、そ のスキーム自体は基本的に変化していない。

今回のプログラムに当たり、ギリシャ政府が 採用した民営化スキームは、基本的には入札方 式による戦略投資家への直接売却という「急進 的」なアプローチ、すなわち、その事業体の運 営を担う特定目的会社(SPV)あるいは事業体

民営化手法産業分類	SPV株 の売却	株式売却	運営権売 却	事業権売 却	直接売却	株式/資 産売却	合計
鉱業及び採石業	2	3		1			6
製造業		1					1
電気・ガス・蒸気及び空調供給業		1					1
水供給業・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	2						2
運輸・保管業	16	2	1				19
情報通信業	1	2		3			6
金融・保険業	1	5					6
公務及び国防・強制社会保障事業						1	1
芸術・娯楽・レクレーション業	1	3	3				7

3

26

17

図表3 当初計画における民営化案件の概要 [産業別・民営化手法別]

- (注) 1) 国際標準産業分類に即して筆者が分類した。
 - 2) 運営権売却はコンセッション方式を意味する。
 - 3) 事業権売却は事業への参加の権利を意味する。

〔出所〕 EC [2011] p.129より作成

現物資産

合計

図表4 当初計画時点で完全民営化が見送られた民営化案件

	株式保有 比率(%)	うち 売却分 (%)	民営化 方法
ガス元売供給事業	65.0	31.0	株式売却
電力供給事業	51.0	17.0	株式売却
テッサロニキ水道供給事業	74.0	34.0	SPV 株売却
アテネ空港事業	55.0	21.0	SPV 株売却
ピラエウス海港事業	74.1	23.1	SPV 株売却
テッサロニキ海港事業	74.3	23.3	SPV 株売却
郵便事業	90.0	40.0	SPV 株売却
農業銀行事業	89.9	36.6	株式売却
不動産	100.0	10.0	SPV 株売却

〔出所〕 EC [2011] p.129より作成

そのものの株式を、入札形式によって売却するというものである。なお、当初の計画(EC [2011])では、民営化対象資産53件中43件にこのスキームが適応される予定であった。また、規制影響業種に関しては、運営権の委託(コンセッション)や事業権の譲渡がなされるように設計がなされていた(図表3)。産業別には、運輸・保管業(空港、港湾、道路、鉄道、ガス)が19件と最多であり、次いで芸術・娯楽・レクレーション業(競馬や宝くじなどの公営賭

博事業)が7件、鉱業及び採石業と情報通信業、金融・保険業がそれぞれ6件ずつとされた。一見して分かるように、これらの民営化対象企業(資産)の殆どが、国内向けにサービスを提供するものであることも、大きな特徴である。

4

53

1

もっともギリシャ政府は、公益事業(ガス供給、電力供給、水道、空港・港湾)を中心とする9つの大型案件については、株式の売却を進めるものの、引き続き政府がその一部を保有し

続けるという方針も示していた (図表4)。た だ、2000年代とは異なり、証券市場での段階的 な株式公開という方式は採られず、あくまで戦 略投資家による入札によって株式は売却されて きた。端的なものとしては、2011年6月に民営 化プログラムの試行版として実施されたテレコ ム事業 (OTE) の民営化がある。政府はそれ まで OTE の株式の20%を保有していたが、う ち10%を戦略投資家であるドイツ・テレコムに 対して売却した。これによってドイツ・テレコ ムは、OTE 株を40%保有する筆頭株主になっ たが、一方で政府は引き続き OTE 株の10%を 所有する方針を採った。また、13年6月に行わ れたガス供給事業 (DESFA) の民営化の場合 も、政府は同社の株式の65%をアゼルバイジャ ン国営石油会社(SOCAR)に対して売却する 一方. 残りの35%については自らが保有し続け

入札形式による直接売却の最大の利点は、比較的短期間で民営化が実現できることである。 政府の累積債務危機を受けて金融市場が機能不全となるなかで、証券市場での株式公開という 手段を採れば、民営化対象資産の価値をかえって著しく損なう危険性があったと考えられる。 その意味で、欧州委員会も指摘するように (EC [2011])、入札形式による直接売却という 手段を採用した政府の戦術判断は正しかったと 評価される。

また、政府が公益事業や戦略企業の株式の一部を所有し続けるという戦略は、旧ソ連や中東欧の諸国でも一般的にみられたオーソドックスな判断であり、相応の合理性を有するものであったといえよう。事業の公益性を考慮すれば、政府が一定の影響力を行使できるように持分を残しておくことには意義がある。市況の回

復を待ち、株式をより高い値段で売却するという選択肢を残しておくという観点からも、この 戦略には妥当性はある。

このように、民営化の戦術設計そのものは、 ギリシャ政府が当時置かれていた状況の下では 必ずしも非合理なものではなかったと評価され る。にもかかわらず、民営化プログラムの進捗 は大幅に遅れているという事実は、同プログラ ムを取り巻く内外の環境がその制約になってき た可能性を示唆している。この点に関して、節 を改めて検討したい。

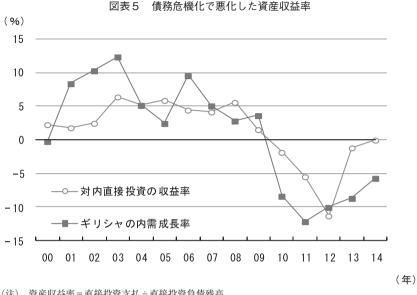
IV. 民営化プログラム停滞の背景 分析

本節では、前節までの整理を踏まえて、ギリシャの民営化が停滞した背景を、経済的要因・政治的要因・制度的要因・社会的要因の4つの観点から説明することを試みる。なお、検討に当たっては、先行事例であり、以上の4つの観点からみても比較可能性が高いと考えられる旧ソ連・中東欧諸国の民営化の経験を、適宜参照してみたい。

1. 経済的要因

まず経済的要因として,以下の二点が指摘で きる。

第一点として、ギリシャ経済そのものの不安 定性があり、これが民営化プログラムが停滞し ている最大の理由であると考えられる。ギリ シャの経済規模は、政府の債務問題が顕在化し た2009年から14年までの5年間で、約25%も縮 小した。14年以降、一方的な景気悪化には歯止 めがかかっているものの、経済の成長力は弱い ままである。言い換えれば、ギリシャ経済は典



(注) 資産収益率=直接投資支払÷直接投資負債残高 「出所」 ギリシャ国家統計局及びIMF

型的な支払能力(ソルベンシー)問題に陥ったわけである。さらに先行きに関しても、ユーロ圏から脱退する可能性が否定できないなど、情勢は極めて不透明であった。このような状況下では、国有企業の民営化を遂行しようとしても、投資家の意欲は高まり難く、民営化は自ずと停滞することになる。事実、中東欧諸国の場合、民営化が本格化するのはマクロ経済の安定化が達成された後のことであった。経済環境の安定なしに、民営化を進めることは非常に困難であることは、疑問の余地がないといえる。

第二点として、経済危機に伴う収益率の悪化がある。ギリシャの経済は内需が主導する成長モデルであるため、企業部門は国内向けの財・サービスの供給をメインとしており、それは民営化対象資産についても同様である。この点につき、生産効率が低いとはいえ、生産用資産(製造業)を豊富に有していた中東欧諸国とは、

事情が著しく異なるといえる。したがって、経済危機に伴い内需が縮小するなかで、企業や民営化対象資産の収益率も同様に低下を余儀なくされたとみられる。民営化に際して、その参加が期待される投資家は、生産性の改善などの観点からすれば国内投資家よりも外国投資家である。経済危機の過程で、外国投資家の資産収益率(直接投資支払/直接投資負債残高比率)は、ギリシャの内需成長率と連動して悪化している(図表5)。こうした収益率の低下も、民営化の進捗を妨げてきたと考えられる。

2. 政治的要因

次に政治的要因として、ギリシャが政治危機に陥ったことと、それに伴い政府の民営化政策に一貫性が担保されなかったことが指摘できる。2009年に債務危機に陥ってから15年1月にSYRIZA政権が成立するまで、ギリシャの政

権は4回も変わっている。これはギリシャ同様に EU と IMF から金融支援を仰いだ他の諸国にはみられない現象である¹²⁾。

2011年11月から15年1月の間は、反緊縮を唱 える急進勢力の台頭を防ぐために、旧来の二大 政党が首班を交代するかたちで、実質的な大連 立体制が採られた。ただこの大連立体制の下で も、社会主義色が強い PASOK と自由主義色 が強い ND との間で、ギリシャの民営化政策 は一貫性を欠くことになった。Blacker [2012] が指摘するように、とりわけ PASOK は、自 らの支持基盤であった公務員系労組(つまり ADEDY) との関係を重視せざるを得ず、ゆえ に既得権益層による民営化への抵抗を抑えるこ とができなかった。実際 ADEDY は、この間 もう一つの有力労組であり同様に PASOK の 支持基盤である GSEE とともに、構造改革や 緊縮財政に対する反対デモやストライキを起こ すなどし、国有企業民営化に対して強い反対の 意思を示してきた。政治危機のなかで. PASOK は自らの影響力を堅持するためにも. そして反 EU 政党の台頭を防ぐためにも、支持 母体である労組に配慮せざるを得なかったので ある¹³⁾。

加えて、冒頭で述べたように、2015年1月に成立した SYRIZA は、民営化戦略そのものを一時凍結し、それ自体を見直す方針を示すなど民営化に逆行する流れをより強めた。こうした政治危機のなかで、本来民営化のドライビングフォースとなるべき政府がその役割を果たせなかったことは明らかである。後述するように、様々な利害関係が絡む民営化には、利益誘導を図る政治的圧力が多方面からかかりやすい。そうであるにも関わらず、そもそもその指導役を果たすべき政府の民営化戦略が一貫性を欠いて

いたことは、ギリシャの民営化にとって間違いなく不利に働いてきたといえよう。

3. 制度的要因

さらに、民営化戦略上の制度的不備として、 技術的な欠陥(特に不動産向け資産台帳の未整 備など)行財政・法会計制度の欠陥(所有権移 転・開発行為開始などの手続きの煩雑さなど) に加えて、HRADF そのものの組織運営上の独 立性の弱さが指摘できる。

HRADFの最高意思決定機関である理事会の構成員は、政治的圧力の影響を排除し、また組織運営と政策遂行の独立性を高める観点から、民間出身の複数の専門家に限定された(竹端[2012])。しかしながら、現実的にみて、民営化の専門執行機関としてのHRADFの独立性は弱かったといわざるを得ない。実際は、度重なる政権交代や連立政権内の不協和音による非連続的な政治的要求にHRADFの運営が左右されがちであったことは明白である。

独立性の弱さは、対象資産の価値を高めるための事業リストラ(余剰人員の整理や不採算事業の統廃合など)の権限がHRADFに付与されていなかったこと(IMF [2014])からも窺い知れる。事業価値リストラがなされなかったために民営化が頓挫した端的な事例として、2013年に実施されたガス生産事業(DEPA)の民営化がある。この案件では、当初ロシアのガスプロムが関心を示していたが、DEPAの過剰な事業規模や不良設備の存在を理由に結局は入札を見送り、民営化が失敗することになった。

EU や IMF は、この HRADF の独立性の弱 さを重視し、その改善を何度も提言している (例えば EC [2014] や IMF [2014] など)。た だ前述のように、ギリシャの政治状況が危機的な状況にあるなかで、HRADFの独立性を高める取り組みなどは実行不可能であったといわざるを得ないだろう。仮に HRADF の独立性が法制度上より高いものであっても、先に述べた政治情勢を鑑みれば、結局のところ、政治的干渉の前に民営化は遅延を余儀なくされたと推察される。

4. 社会的要因

最後に、社会的要因として、政商(oligarch)による「国家捕獲(state capture)」の常態化が、民営化のハードルになっている可能性が指摘される。国家捕獲とは、個人や団体、企業などが、国家の政策方針を、自らの利益に適うように誘導する行為を意味する。市場経済移行期の旧ソ連諸国や中東欧諸国では、自らの利益誘導のために、政商が民営化へ積極的に関与し、国家捕獲行為に及んだことが知られている(岩崎・鈴木 [2010])。

かねてよりギリシャでは、巨大な企業複合体を率いる政商のレントシーキング行為が横行しており、政府の政策決定への影響力も強かったと考えられる。旧ソ連崩壊後のロシアやウクライナなどで生まれた政商の多くは、共産党の幹部や特定の省庁の最高責任者である。例えば世界最大のガス企業であるロシアのガスプロムの初代社長V・チュルノムイルジン氏は、その前身のソ連ガス工業省出身者であり、同時にソ連邦崩壊後は首相を経験するとともに、多額の個人資産を形成している。その点で彼らによる国家捕獲行為は、市場経済への移行に着手して以来の現象であるという性格が強い。他方でギリシャでは、政商の世襲はより長期に渡る社会的現象であり、したがって、その国家捕獲行為も

一種の伝統的な性格をより強く帯びているとい えよう。

そうした政商は、 当然ながら今回の債務危機 下での民営化プロジェクトにも深く関与してい るとみられる。代表的な事例として、公営賭博 事業 OPAP の民営化がある。同社を落札した 会社は、チェコ系の資本とギリシャ2位の石油 会社であるエーゲマリーン石油(Aegean Marine Petroleum)を率いる典型的な政商D・ メリサニディス氏が共同出資する投資ファンド であった $^{14)}$ 。さらに、ギリシャで二番目の富豪 であり、また、典型的な政商として知られる S・ラトシス氏は、自らが率いる不動産開発大 手のラムダ・デベロップメント社(Lamda Development) を通じて、12年12月に国際放送 局ゴールデンホールの、また14年3月に旧アテ ネ国際空港 (エリニコン) の運営権を手に入れ ている15)。

このうち OPAP の民営化に関しては、D・ メリサニディス氏と時の HRADF の会長ステ リオス・スタヴリディス氏との個人的な関係15) を巡り、スタヴリディス氏が財務省から会長職 を解任される醜聞が生じている。OPAPの民 営化を図って両者間で何らかの便宜が図られた 可能性が否定できないことを、財務省が重くみ た判断であったことは明らかである。仮に政商 による国家捕獲が常態化していれば、彼らによ る民営化が達成されたとしても、民営化に本来 求められる生産性の改善など期待できない。同 時に、こうしたギリシャ社会における政商の暗 躍が、新たな資金や経営ノウハウを持ち込むこ とが期待される外国人投資家の投資意欲を減退 させる方向に働いた可能性も考えるべきだろ う。

V. おわりに

以上,本稿では,国有企業の民営化問題に焦点を当てて,債務問題が顕在化して以降のギリシャ経済の展開を分析し,その問題点を抽出することを試みた。

第Ⅰ節で本稿の狙いを述べた後、第Ⅱ節では 国有企業問題の歴史的背景を振り返った。そし て. 今日ギリシャが直面する国有企業問題の直 接的な源流が、とりわけ PASOK の A・パパ ンドレウ内閣が80年代を中心に取り組んだ基幹 産業や公益事業の国有化戦略にあることを指摘 した。第Ⅲ節では、経済調整プログラムの一環 として位置づけられた民営化計画の概要を整理 し、現状を分析した。そして、ギリシャ政府は 当初非常に野心的な民営化計画を立案していた が、それが徐々に後退していく様相が確認でき た。他方で、民営化スキームの特徴をみると、 基本的には入札方式による戦略投資家への直接 売却という急進的なアプローチの採用を試みた ことが確認された。以上の整理を基に、第Ⅳ節 では民営化プログラムが停滞した背景を、経済 的・政治的・制度的・社会的の4つの要因から 説明することを試みた。

冒頭で述べた通り、国有企業の民営化問題は、それに取り組もうとする経済の構造的体質を文字通り「体現」している現象である。さらに、その進捗は、その経済の将来的なシステムの在り方を規定する重要な性格を有している。ギリシャの場合、累積債務危機の過程のなかで国有企業の民営化の推進が改めて求められるようになったが、それは、1970年代に構築された社会主義計画経済的な供給体制にまで遡ることができる根深い問題である。累積債務危機下の

金融支援のコンディショナリティーとしてその 推進が求められたとしても、ギリシャ政府の保 有する国有資産の性質や、同国の不安定な経 済・政治環境を鑑みれば、EU や IMF が求め るような成果が直ちに出るような状況でないこ とは明らかである。この点につき、EU や IMF が要求した民営化の水準そのものが、過大な要 求であった感は否めない。

また、元来、民営化戦略は、民営化後の所有 構造を念頭に入れて行われるべきである。なぜ ならば、所有構造の如何によって民営化後の企 業の経営パフォーマンスが大きく異なるためで ある。政府の財政状況を改善させることが優先 だとしても、ただ徒に資産を売却すればよいわ けではなく。売却後に供給効率の向上が見込め るかどうかが重要である。ギリシャの場合、売 却対象資産の多くが国内向けのサービス業であ ることを考慮すれば、それはなおさらである。 これらのことを考えれば、民営化などの構造改 革を断行するために、何より優先されるべきは 政治・経済的な安定であり、制度整備などは一 貫した民営化戦略が描けるようになって以降の 課題となるだろう。さらに、民営化対象資産を 誰に売却するのか、という論点も戦略上極めて 重要である。徒に民族資本を重視しても、民営 化資産がただ政商の手に渡るだけであるなら ば、生産性の改善は望み難いばかりか、より非 効率な供給構造が構築される可能性があること を. 旧ソ連や中東欧諸国の経験は物語ってい る。

最後に、ギリシャにおける民営化の停滞を、 近隣にあり発展段階も近しい中東欧諸国の経験 との比較で考えてみたい。1990年代から2000年 代前半にかけての市場経済化の過程で、中東欧 諸国の多くが民営化を推し進め、生産効率を高 めることが出来たことは、まぎれもない事実である。もっとも、中東欧諸国の場合、何より先ずもマクロ経済の安定が優先され、その後に実効力のある民営化が行われた経緯がある¹⁷⁾。また市民の多くが社会主義計画経済への不満と自由主義市場経済への希望を共有しており、それが政権基盤の安定へとつながると同時に、市場経済化に向けた構造改革の大きな推進力になった。こうした EU に加盟することへの熱望(ユーロフォリア)が構造改革を強力に後押ししたことも、また無視できない事実である。

翻って、累積債務危機に陥って以降のギリシャについてはどうだろうか。同国のみならず、緊縮策を強いられた諸国では、反EU意識が極度に高まっている。スペインなどギリシャ同様に構造改革を要求された重債務国も存在する。しかし、ギリシャだけが国際金融市場から締め出されており、より厳しい緊縮が課されている状況が続いている。こうしたなかで、民営化のみならず、供給力を向上させるための構造改革に向けた機運自体が高まりにくく、その成果を性急に求めること自体、無理があることだといえるだろう。

つまり、ギリシャにおける今回の民営化の最大の特徴は、その極度な政治的・経済的混乱の下でその実行を余儀なくされたことにあるといえよう。言い換えれば、マクロ経済政策の自律性がないなか、その安定を確保することが容易ならざる環境の下で民営化の推進を求められたという点において、他の開発途上国や体制移行国との経験を大きく違えていると整理できる。それはギリシャ経済が、ユーロ圏という他に類をみない制度環境の下に置かれているために他ならない。

ギリシャの民営化の停滞は、同国が苛まれる

累積債務危機の深刻さを物語る現象であると同時に、EUの累積債務危機への対処アプローチが再考を求められていることを端的に描き出す現象なのである。

[付記] 本稿は2015年7月27日に公益財団法人日本 証券経済研究所で開かれたヨーロッパ資本市場 研究会(主査 斉藤美彦 大阪経済大学教授) における,筆者の報告を基にしているものである。同研究会では多くの先生から,また匿名の 査読者からも有益なコメントを頂戴した。記して謝意を表するものである。なお,あり得る誤りの責任は筆者にある。

注

- 1) いわゆる移行経済論(transition economy)の立場に 立脚すれば、privatisation は本来「私有化」と訳すべき であり、また「民営化」とは概念が明確に異なる。つま り前者の場合、公的所有から私的所有への所有権の移転 を伴う概念であるが、後者の場合、運営権の移転のみで も概念として成立する。ただ本稿では、本来の「私有 化」の意味も含めたかたちで、一貫して「民営化」とい う言葉を用いる。
- 2) なおツィブラス氏は8月20日に辞職し解散総選挙に 打って出た。総選挙は15年9月後半に行われる予定である。
- 3) 1967年にギリシャでは軍政が敷かれると同時に, 1863 年 (ゲオルギウス1世) 以来の立憲君主制に終止符が打 たれた。軍政は1974年まで続いた。
- 4) A・パパンドレウの父親が戦前戦後に首相を3期務めたゲオルギウス・パパンドレウである。なお、A・パパンドレウの息子が、2009年10月に首相に就任したゲオルギウス・アンドレアス・パパンドレウである。
- 5) なお、この間、A・パパンドレウが敷いた個人崇拝的 な政治・社会運営体制に関しては、カプラン [1996] に 詳しい。
- 6) この間の民営化収入 (privatization receipts) は、 2001年が対 GDP 比3.4%、02年が2.1%、03年が2.0% であった (IMF [2004] p.32)。この収入は、国庫に直接 納付 (非経常取引における資本移転として) されたもの と推察される。
- 7) Pagoulatos and Zahariadis [2011] は、テレコム民営化が推進された背景として、高速大容量回線(プロードバンド)などへの投資不足を補うとともに、南東欧諸国への横断的な展開を念頭に入れた戦略投資を仰ぐ必要があったためと指摘している。なお、ドイツ・テレコムへの株式売却や公募増資などの結果、政府の株式所有比率は95年まで100%であったのが、2000年には52%、2008年には22%にまで低下することになった(Ibid. p.3)。
- 8) 公募増資には、いわゆる株式公開 (IPO) と株式を追加で発行する増資に大別されるが、政府財政への貢献も鑑み、基本的に民営化は IPO で実施されることが多い。確たる統計資料はないが、1990年以降のギリシャにおい

- ても、いわゆる IPO での民営化が実施されたものと推察される。
- 9) 当然であるが、団体交渉が分権的である場合、言い換えれば個々の企業単位で労使間交渉が行われる場合においては、賃金調整は比較的容易とある。その反面で、集権的である場合はそれが困難となり、賃金の下方硬直性は強まることになる(Dell'Aringa and Pagani [2007])。
- 10) 2009年10月, 総選挙で勝利したA・D・パパンドレウ 首相 (PASOK) がカラマンリス前政権 (ND) 下で行 われていた財政統計の改竄を公表し, 同国財政に対する 持続可能性に対する信頼が失われた。以降ギリシャは深 刻な資本逃避に苛まれ,連鎖的に財政・金融危機に陥っ た。もっとも,その後財政統計の改竄自体がそれ以前の シミティス内閣 (PASOK) 時代から行われていたこと も判明し,ギリシャの財政統計自体の信憑性が大きく損 なわれる事態になった。
- 11) 経済調整プログラム下での民営化収入は、政府の現金 受け取り (cash receipts) からは外される (EC [2010] p.86) とともに、代わって経済調整プログラムの収支の 補てんに活用される。つまり財政収支そのものの見かけ 上の改善には貢献しないことになる。
- 12) アイルランド、ポルトガル、スペイン、キプロスのいずれもが、この間に内閣が1回だけしか交代していない。
- 13) なお、2012年5月と6月の総選挙の際は、HRADFの機能が完全に停止するという事態も生じた。なお、当時のミトロプロス最高経営責任者(CEO)は政府の非協力的な態度を糾弾し、職を辞している。
- 14) "Greece's privatisation of OPAP faces investigation," Financial Times, Feb 4, 2014.
- "SYRIZA turns Greek oligarchs from taboo subject to economic priority," Financial Times, Jan 12, 2015.
- 16) S・スタヴリディス氏が OPAP の民営化の翌月に、 D・メリサニディス氏の自家用機で夏季休暇に出かけたことが明らかとなった。
- 17) 市場経済移行初期の中東欧諸国では、まずマクロ経済の安定化が図られた後に、政治的要請もあってバウチャー(クーポン)を市民に配布するかたちでの民営化が行われた。こうした民営化は必ずしも効果的に機能せず、2000年代に入ると外国人投資家に対する直接売却に、民営化の主な手法は変化していくことになる。

参考文献

- 岩崎一郎・鈴木拓 [2010]「官僚と企業家の汚職行動-旧ソ連諸国における企業収奪と国家捕獲」 『比較経済分析-市場経済化と国家の役割-』 第8章所収
- 在ギリシャ日本国大使館『ギリシャ経済最新情報』

各号

- 竹端克利 [2012] 「ギリシャの政府資産売却」野村 総 合 研 究 所 『Financial Information Technology Focus』 2012年12月号、6-7頁.
- カプラン、ロバート・D [宮島直機・門田美鈴訳] [1996]『バルカンの亡霊たち』NTT 出版 [Kaplan, Robert D. [1993] *Balkan Ghosts: A Journey through History*, St. Martin's Press.].
- Blacker Jared A. [2012] "Privatization under Duress: The Privatization of the Greek Economy," *Perspectives on Business and Economic*, Vol.30, pp.3–12, Lehigh University Martindale Center.
- Bermeo, Nancy [1990] "Greek Public Enterprise: Comparative and Historical Perspectives," *Modern Greek Studies Yearbook*, Vol.6, pp. 1–22.
- Dell' Aringa, Carlo and Laura Pagani [2007]

 "Collective Bargaining and Wage Dispersion
 in Europe," *British Journal of Industrial*Relations, Vol.45, Issue.1, pp.29–54.
- Duman, Özgün Sarimehmet [2014] *The Political Economy of Labour Market Reforms* -Greece,
 Turkey and the Global Economic Crisis,
 London: Palgrave Macmillan.
- EC (European Commission) [2010a] "The Economic Adjustment Programme for Greece," European Economy Occasional Papers, Vol.61, May 2010.
- ——. [2010b] "The Economic Adjustment Programme for Greece First Review," European Economy Occasional Papers, Vol.68, August 2010.
- ———. [2011] "The Economic Adjustment Programme for Greece Forth Review," European Economy Occasional Papers, Vol.82, Spring 2011.
- ——. [2012a] "Guidance Paper on State Aid-compliant Financing, Restructuring and

ギリシャにおける国有企業民営化の現段階

- Privatisation of State-owned Enterprises," European Commission Staff Working Document, 14/2012.
- ——. [2012b] "The Second Economic Adjustment Programme for Greece," European Economy Occasional Papers, Vol.94, March 2012.
- ——. [2013] "The Second Economic Adjustment Programme for Greece Third Review," *European Economy Occasional Papers*, Vol.159, July 2013.
- ——. [2014] "The Second Economic Adjustment Programme for Greece Forth Review," *European Economy Occasional Papers*, Vol.192, April 2014.
- HRADF (Hellenic Republic Asset Development Fund) Asset Development Plan Progress Report, Various Issues.
- IMF (International Monetary Fund) [2014]
 Country Report Greece, No.14/151.
- Matsaganis Manos [2007] "Union Structures and Pension Outcomes in Greece," *British Journal* of *Industrial Relations*, Vol.45, Issue.3, pp. 537–555.

- Ministry of Finance Hellenic Republic (MoF)

 Public Debt Bulletin, Various Issues.
- ——. [2011] Medium Term Fiscal Strategy 2012-2015.
- Mylonas, Paul and Isabelle Joumard [1999] "Greek Republic Enterprises: Challenges for Reform," OECD Economics Department Working Papers, No.214.
- OECD (Organization for Economic Co-operation and Development) [2013] *Economic Surveys Greece*, Nov.2013.
- ———.[2009] Privatisation in the 21st Century: Recent Experiences of OECD Countries.
- Pagoulatos, George [2005] "The Politics of Privatisation: Redrawing the Public-Private Boundary," *West European Politics*, Vol.28, No.2, pp.358–380.
- and Nikolaos Zahariadis [2011] "Politics, Labor, Regulation, and Performance: Lessons from the Privatization of OTE," *Greece* [Hellenic Observatory Papers on Greece and Southeast Europe] Paper, No.46.
 - (三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株) 調査部研究員)